

我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会設置要綱

令和 3 年 6 月 2 4 日
日本学術会議第 3 1 3 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 1 6 条第 1 項に基づく課題別委員会として、我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、研究力後退の原因究明と、低落を続ける日本の研究力回復を早期に実現するため、様々な学術政策がどのように研究力に影響を与えたかについて、長期にわたる客観的事実に基づいた解析を行い、その成果を今後の科学技術政策に反映させるための提案を行うこと等を目的とする。具体的には、「現在」から 3 0 年程度を遡って様々な政策の影響を科学的根拠に基づき解析することにより、全ての学術領域に共通する問題を俯瞰的視点で整理するとともに学術全体にわたる課題を抽出して研究力低下の原因を探り、効果的な政策について検討を深める。

(組織)

第 3 委員会は、2 0 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 5 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。